

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表：平成31年3月25日

事業所名 小樽市さくら学園

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○			
	2	職員の配置数は適切である	○		配置基準は満たしているが、児童の障害の多様化や低年齢化に対応するために保育士の加配及び保育補助員の加配を行い、支援の充実を目指している。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		視覚支援など障害特性に合わせた環境作りに配慮している。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		毎日専門の業者による清掃を行う。子ども達が遊ぶおもちゃの消毒による衛生管理などに努めている。定員に対して広めの施設、たいへの翁園庭と恵まれた環境となっている。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○			
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		アンケートを実施し、施設環境や運営その他についての評価を得ると共に業務の改善に活かしている。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		当学園の運営を受託している社会福祉法人後志報恩会のホームページで公開予定(3月中に実施)	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○			
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		全職員が複数回の研修に参加し、資質の向上に努めている。	
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		児童の状態を丁寧に把握し、それに基づく児童発達支援計画を作成している。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している		○	施設独自のアセスメントを作成し、それに基づき児童発達支援計画を作成している。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○			
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		季節ごとの活動、月に1回程度の行事、図書館その他外部施設の利用、週ごとの活動プログラム(週案)の作成などにより多様な活動ができるよう計画的に取り組んでいる。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○			
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○			
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○			
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○			
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○				

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○	担当者を中心に、児童発達支援管理責任者など必要に応じて複数のスタッフが参加している。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○	積極的に連携を図っている。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○	積極的に連携を図っている。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	直接の引き継ぎ、書面による情報提供を組み合わせ、しっかりと情報共有できるように努力している。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	直接の引き継ぎ、書面による情報提供を組み合わせ、しっかりと情報共有できるように努力している。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	運営のモデルとしている児童発達支援センターへの職員の派遣研修や、小樽市内の児童発達支援事業所が参加する自立支援協議会(こども支援部会)への参加、研修参加などを積極的に行っている。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○	市内の幼稚園と定期的に年数回の交流保育を継続している。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○	自立支援協議会(障害児者支援協議会幹事会・福祉いどばた会議・こども支援部会)への参加、小樽ファミリーサポートセンターへの講師派遣他実施している。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	日々の連絡帳、電話連絡、個別面談等、丁寧に行い共通理解に努めている。	
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○	月1回の親の会での学び合いの場の提供、保護者との個別の面談や日常的な連携を密に持つなど、家族支援に取り組んでいる。		
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	利用開始にあたる契約時に丁寧な説明をするよう心がけている。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○	児童の発達状況に沿った大変細やかな児童発達支援計画が作成されており、原案を提示、保護者の意見も取り入れた上で同意を得ている。	児童発達支援ガイドラインについて保護者に周知を図る。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	半年ごとの定期的な面談に加え、日常的に連絡を取り合い、必要に応じた面談を行っている。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	月1回の親の会と月1回の役員会、年1回のお父さんの会・祖父母を対象にした学習会などを実施。保護者の懇親会(交流会)他の連携強化の支援を行っている。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	月1回の園便りの発行をベースに必要なに応じて文書その他で情報を発信している。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○	入園児にも個人情報の取り扱いに関しては保護者に説明している。職員にも十分注意するよう会議等を通じて周知徹底に努めている。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	最も重要な配慮の一つと考え取り組んでいる。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○	各マニュアルは策定し、訓練も実施しているが、マニュアルの保護者への周知は十分とはいえない。	各種マニュアル等について親の会等を通じ周知を図ることとする。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○	こどもの安全のために必ず確認しなければいけない基本情報として提供いただいている。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	給食・おやつを提供するため、必ずアレルギーについては把握し、医師の指示に基づく対応をしている。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		